

# OC D の会規約

## 第1条 (会の名称)

本会は「OC D の会」(略称OCDF)と称する。

## 第2条 (会の目的)

本会は下記の事を目的とする。

1. 強迫性障害とそれに関連する疾患による生活上のさまざまな困難を克服し、患者と家族の生活の質の向上を目指す。
2. 治療に関わる情報の交換、相談医の協力を求める事により、治療の質の向上を目指す。
3. 患者と家族の社会生活上のさまざまな困難の解決を図り、社会の理解を得る事を目指す。

## 第3条 (会の活動)

前条の目的を達成するために下記の活動を行う。

1. よりよい治療と生活のための月例会の開催。  
自分の体験や思いを話し、他人にアドバイスはせず、他人の話からヒントを得て、今後の生活に活かす。
2. 治療に役立つ情報交換と会員同士の交流。
3. 機関紙の発行とホームページの運営。
4. 各地での市民フォーラムや治療者や当事者・家族の為の研修会の開催。

## 第4条 (会員)

本会において、「会員」とは、会の目的に賛同した強迫性障害とそれに関連する疾患の患者およびその家族、医療従事者及び、その他の関係者。

## 第5条 (世話人と世話人会)

会の運営のために世話人を置く。世話人の任期は1年とし、再選を妨げない。

1. 世話人は定期的に世話人会を開催し、会の運営について協議する。
2. 世話人は、会計・宣伝広報・外部からの問い合わせ・ホームページ管理・会員情報管理を分担して担当する。
3. 世話人以外の会員のうち1名を会計監査担当とする。

## 第6条 (事務局)

当会は運営に当たって事務局を持つことができる。

当面の間、事務局を熊本に置く。

運営に当たって専属の事務員を置くことができる。この場合、人件費は会の必要経費とする。

事務局の業務は、HPの管理、総会の開催、会員情報の管理や会計、外部からのOC D の会への取材、情報提供などである。

## 第7条 (会の財源)

本会の運営に必要な経費は下記の財源によってまかなう。

1. 寄付金
2. 事業収入 (研修会, DVD, 冊子, その他の販売)

## 第8条 (会の会計)

会の会計は一年ごとに決算し会計監査の監査を受けた上で総会に報告する。

## 第9条 (総会)

1. 年に1回定期総会を事務局が開催する。  
定期総会では、前年の活動報告、決算報告、今期の年間活動計画について審議、決定する。
2. 世話人会が必要と認めたときは臨時総会を開く。